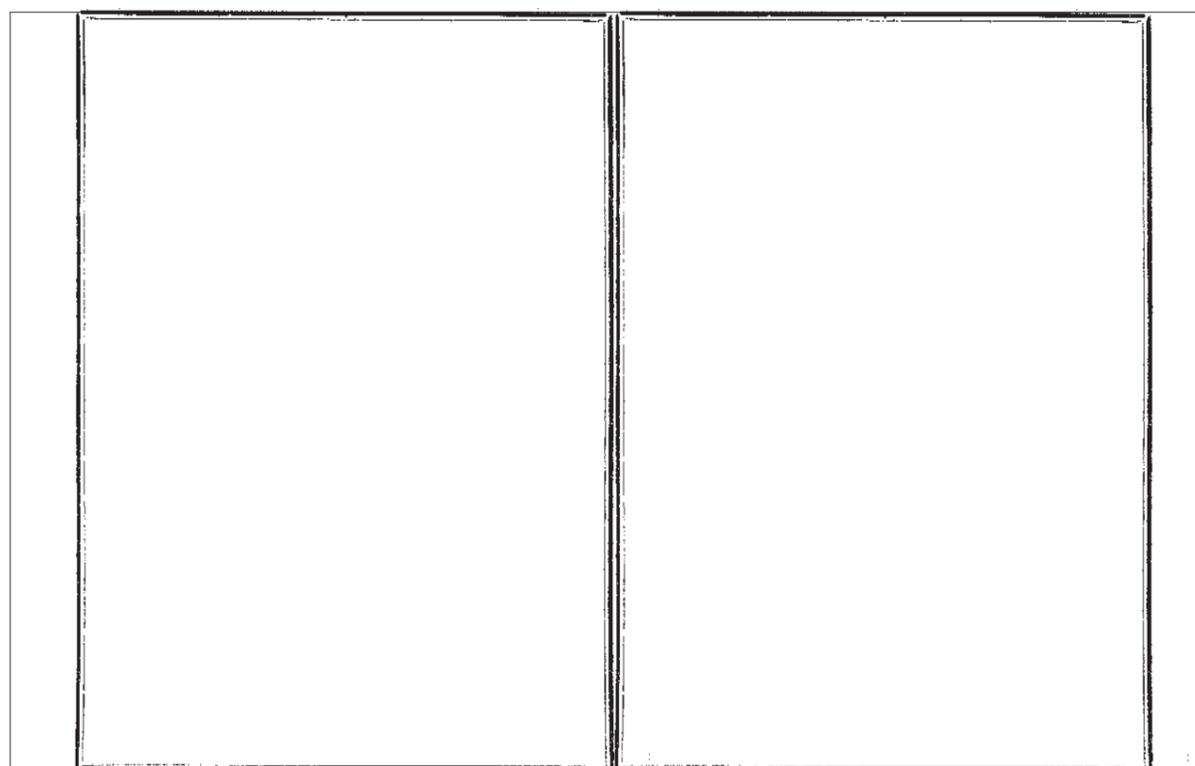
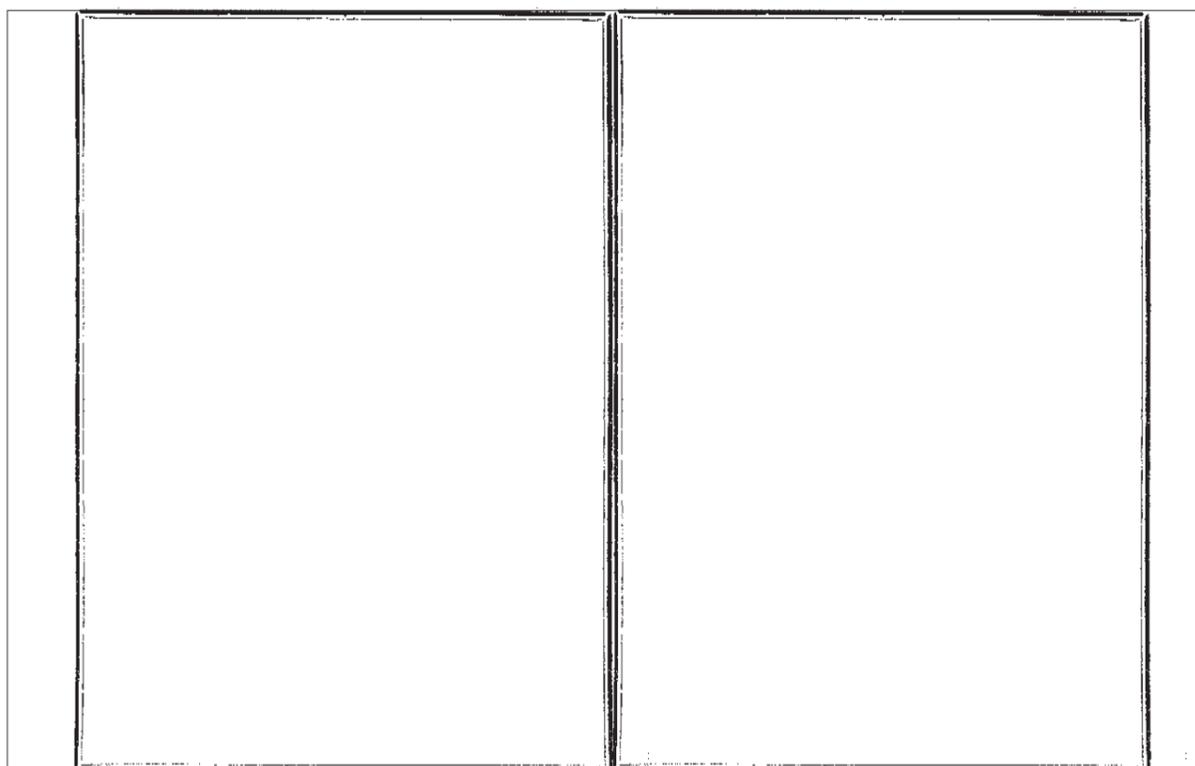


號
外

天津居留民團第九次臨時民會速記錄



天津居留民團第九次臨時民會速記録

第一日 大正十三年一月十七日於公會堂

○議事日程

- 一、土地買收の件
- 二、土地交換整理に關する件

○出席議員 (八十二名)

(午後八時議長中島盛彦君議長席に着く)
(拍手起る)

○議長(中島盛彦君) 御挨拶致します、今夕は只今迄に御出席になつた方々が、日本人の方で七拾四名でありまして、其の中代人が拾六名、支那人の方で八名でありまして、之は代人無しであります。併せて八拾四名の出席であります。此の出席数を採りましてから、テラホラ御見へになつて居る様でありますから少し位は増加して居るかも知れませんが、臨時民會の開會に就きましては法規上議員總數の三分の一である、貳百九拾名御出席にならなければ會議が成立しないのであります。従つて今夕は遺憾ながら流會と致します。明晩は矢張り午後八時から開會致しますが、どうか本夕の模様は御察りなく、定刻前に御參集下さいませ様に御願ひ致します甚だ簡單ではあります(拍手起る)

(1)

○議長(中島盛彦君)

第二日 出席議員八十四名

(午後八時參分會)

○議長(中島盛彦君) 今夕の出席議員の數は、日本人の方で八拾四名でありまして、其の中代人が貳拾名であります。支那人の方で貳名でありまして、併せて八拾四名の出席になつて居ります。先程數を取りましたので、それから貳參人の方が見えなかつたか知れませんが、何れにしても此の臨時民會を成立するには、尙ほ定數に達しません。多數の不足がありますから、誠に遺憾至極であります。流會と云ふことになつたのであります。今回の會議は豫め御承知の通り二日間に限つてありますので、昨今兩日とも流會になりまして、遂に此の第九次の臨時民會が不成立に終りましたので、先程行政委員の方から御希望がありました、前回の臨時民會に於ても、流會の結果として最後に提出議案に對する懇談會を開いて、そして各自意見の交換をし、大体の了解を得る所がありました。今回も前回は倣ひまして、之より引續き懇談會を開きたいと考へます。議員各位の中でも、或は此の希望を持つて居る方が多數あるだらうと思ひますから、私もそれに同意し、之より暫時の懇談會を開きまして、御手許に廻つて居る議案に就いて一應の説明を聞く事にしたらよろうと思ひます。若し御賛成で無い方がありましたら、隨意に御退場下さい

(2)

然し折角御集りになつた事でありまして、又行政委員會の方の希望でありますからごふか御辛願つて相當此の議案に就いて御話を願ひます。實は此の臨時民會が不成立に終つた際に、前回の様に懇談會を開くと云ふことは一つの惡例を貽すてはないかと云ふ様な御意見もある様ですが、私としては此の意見に賛成して居ります。乍併我々が了解して居ります様に、どうも法規から申しますと成立する様に出来てゐない。即ち法規が不備の爲めに此の臨時民會が遂に成立しない、それが爲に、懇談會を開くと云ふことは惡例であつて必ずしも面白くないと云ふことは無い。要は決定されるべき議案に就いて、少しでも了解することが出来れば此上ないと思ひます。之より懇談會に移ります。(拍手起る)

○川村龍雄君 初めの議案に就きまして一通り御話し致します。御承知の通り、東亞興業から借入れの低利資金、七拾參萬兩の中で民間管理地及び天津土地建物株式會社からして、已に土地を買入れて、尙其の殘が參萬五千八百拾六弗餘りあるの御座います。此の資金を以て、更に土地を買収したいと云ふのであります。それで買収しようとする土地は、御手許に廻つてあります議案第一の内、イ、ロ、ハ、ニ、と此の四つで御座います。第一は桃山街の東、伏見街の西、舊奈良街の南、興津街の北、此處にありまして

(3)

長岡氏の土地壹千壹拾九畝貳分七釐、之を坪當り銀貳拾六弗にて買はふとするのであります。此の土地は、長岡氏が長岡正徳氏の四月に坪當り銀拾九弗五拾仙に買はれたので、それを民間は坪當り銀貳拾六弗にて買はふとするのであります。大分其の間に開きがある様に感じますが、之は現に長岡氏の所有になつて居る其の東に當る場所ですが、之は同氏が前に之を五八人の支那人に賣られて居りまして、其の價格は何れも貳拾六弗五拾仙であります。長岡氏は金で金を持つて來られてそれを銀に換へて買はれた處が、爲替の不利等があつた爲に、元値より安くはごうしても賣れないと云ふこととあります。

それから次にロ、の祖蔭堂所有の土地、貳千七百九拾壹坪四合六分、之を矢張り同様壹坪銀廿六弗の單價で買はふとするのであります。この土地は矢張り大正十一年の十月に坪當り銀拾四弗五拾仙にて祖蔭堂が買ひました。それを貳拾六弗の單價にて買ふのであります。之は元の貳拾四弗五拾仙に對する金利と見ても極めて安いのであつて、僅か利廻りにするに一年に參分四厘位しかつて居ません。それから次にハ、之は東寶堂所有の元價貳拾五弗五拾仙の土地を、幸ひ貳拾六弗五拾仙と云ふ單價を以て買ふのであります。此の土地も矢張り東寶堂が、大正十一年拾月貳拾日に買はれたのであつて、其の時の單價は貳拾五弗五拾仙であります。それを一弗の利息と見ますか、一年で貳拾六弗五拾仙、之を利廻りにすると年に貳分一厘七毛になる。この値段を以て買ふのであります。それから之等の土

(4)

(5)

地を只今申し上げました單價で以て、買収するとしても尙ほ幾萬四千弗餘るのであります。それは此の議案の(二)にありまして「低賃借入金残額約幾萬四千弗を以て土地を買収することを行政委員會に一任す」と云ふのに當るのであります。此の議案を御覽する當時には、まだ交渉中でありまして、果して此の土地が買へるか、どうかと云ふ事が決定しなかつた處が、其の後に之が具体化して三島街の北、宮島街の西、この角にある土地であります。之は華如堂が所有して居るのであります。其の土地は千五拾七坪餘り御座います。それを坪當り銀貳拾六弗五拾仙と云ふ價格を以て買収し換するのであります。どうしましても尙約銀六千七百弗程餘るのであります。それで其の金で尙ほ他に適當なる土地があらざれば、之を買入れる事を行政委員會に一任して戴きたいのであります。それから次に第二の議案土地交換整理に關する件であります。之は居留民團法施行規則第七條第四項に「不動産ニ關シ權利ノ得喪ヲ目的トスル行爲ヲ爲スト」とあります。之は矢張此の第九回居留民會の同意を得なければならぬ譯で、之に依つて御同意を願つて、交換整理の必要ある場合に之に依つて交換し換するのであります。それは只今申上りました、この三島街の北宮島街の西、即ちこの華如堂と云ふ人の持つて居る土地と、それから長岡庄八氏所有土地の東にあつて先程申上りました様に六人の支那人の持つて居る土地と、之を出来れば交換してそして民團の土地を固まつた一纏めの土地にしたいと思ふのであります。そして双方の語

(6)

が着いて、交換が有利である場合には交換整理を行政委員會に一任して戴きたいと云ふので此の議案を出したのであります。事柄は極めて簡單でありますから、此の位に致して置きます。何か御質問ありませぬか(拍手起る)

○大澤大之助君

懇談會に入る前に行政委員の方に希望を述べたいと思ひます。只今議長から御話がありました通り、臨時民會の成立しないことは制度の罪であります。これは御尤の次第と思ひます。然し乍らこの法規が改正せられない以上はどうしても臨時民會は時々流會するだらうと思ひます。然し今議長の申された通り懇談會が開かれることは悪例と思ふと同時に、懇談會には決議の權利がないから、今晚の會議は極く簡單なことで何等の意見も纏まらんだらうと思ひますか、前回の臨時民會に於ては懇談會の意見は採用せず、其の儘御執行された様であります。どうか懇談會でその範圍内にあつた御意見を参酌されて御實現あらんことを希望して置きます。

○議長(中島盛彦君)第一の議案に就いて御質問ありませんか

○行政委員(澤黒兼次郎君)只今大澤議員より前臨時民會に就いて議員が希望を述べたことはどうも採用せられないし、其の儘御事の認可を受けた様に御述べになりましたが、それはどうもありません。己に議案の中二、三、のものは其の當時の議員の希望を入れたものがあります。此の点を御答致します。

(7)

○大澤大之助君 譯りました。
○議長(中島盛彦君)土地買収の件に就いて質問御座いませぬか
(無しと呼ぶ者あり)
それでは無い様でありますから、次の議案に移りまして土地交換整理に關する件此の件に就いて御意見ありませんか
○牧岡一君 先刻川村委員長から御話がありました。三島街と宮島街との角の土地を交換すると言はれましたが、たゞあれ丈の事ではあります。尙ほ其他に交換しても好いと云ふ考へてありますか。
○行政委員會議長代理(川村龍雄君) 御答へ致します。今差當り考へて居りますのは、長岡氏の所有して居られる所の東と、それから住吉街に沿つて居る土地と交換するのであります。もう一つ惠賢堂に沿つた所に少し許り残つた土地があります。之は一部は吉田房次郎氏が持つて居るしそれからもう一つは陸宗興氏が持つて居るが、之は何れも其の所有者の言値が非常に高いのであります。民團は買ふことは出来ません、若し民團の所有地と編の方に土地と兩氏の持つて居る土地と交換出来ればそれも交換して一纏めの土地にしたいと思ひます。それも含んで居ります。
○牧岡一君 わかりました。
○森川照太君 この交換する時に多少金の差が何方かに出来る時もあるてせうが、そ

(8)

うするに幾萬幾らと云ふ金で買収することを一任しておりますが、若し足りない様な、つまり余計なければ交換が出来ないと云ふ虞はありませぬのですか
○行政委員會議長代理(川村龍雄君) 只今の質問に御答へ致します。之は若し可決されなければ交換が出来ないから其の場合には仕方がありません。

○森川照太君 やめるんですか

○行政委員會議長代理(川村龍雄君) まあ、そうです。

○行政委員(澤黒兼次郎君) 一言を申しますと、陸宗興は現在の土地の外に更にウエズ運河の外にある一部に土地を以て居る。之は金問題でなく交換が出来れば好いと話して居るのであります。

○田中鑄太郎君 一寸御尋ね致しますが、圖面には明石街の角と、それから秋山街邊茶街とありますが、之は前の臨時民會當時には無かつた様ではありませぬか

○行政委員會議長代理(川村龍雄君) 田中さんの質問に御答へ致します。之は前の議案の(一)に出で居ります。明瞭に書いてあります。

○田中鑄太郎君 矢張貳拾貳弗で買つたのでありますか

○行政委員會議長代理(川村龍雄君) そうです。

○森川照太君 この小さな之の地所がどうですか、この圖面に於ける様な小さなものですか。

○行政委員會議長代理(川村龍雄君) そうです。

	<p>○森川照太君 之丈で何にかになるのですか、どうしてこの様なはんばなものがあるんですか一体之は何坪位あるのですか。</p> <p>○行政委員會議長代理(川村龍雄君) 秋山街のは九拾五坪、伏見街の角は貳拾五坪</p> <p>○森川照太君 此の土地を皆永く持つて居る積りですか。</p> <p>○行政委員(黒澤兼次郎君) 皆此の一番最後の二にありますが所の土地に入つて居るのでありますから、此の土地と交換するのであります。</p> <p>○議長(中島盛彦君) 外に御質問ありませんか。</p> <p>○森川照太君 今晚の此の懇談會は此の議事丈に限る意味合ひてやられるのですか、それとも民會議員の懇談會ですか。</p> <p>○議長(中島盛彦君) いゝね、先におつ仰やいました、此の議案に就いてのみの懇談會であります。</p> <p>何か、御質問でもありましたらごし、御願ひ致します。(發言者無し)</p> <p>それでは御質問も無い様でありますから、之で懇談會を閉じます……之で散會致します。(拍手起る) (八時三十五分散會)</p>
--	---

--	--

